

公募型企画競争に関する公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

令和7年5月14日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構松江医療センター

院長 古和 久典

1 調達内容

(1) 調達対象役務

病院情報システム更新等に係るコンサルティング業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

公募型企画競争説明書（以下「説明書」という。）及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年8月1日～令和10年8月31日（37か月）

(4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構松江医療センター

(5) 競争方法

委託事業者の選定は、参加適合条件を満たす者から受理した『病院情報システム更新等に係るコンサルティング業務委託企画提案書』（以下「企画書」という。）による評価と当該業務案件に係る見積価格とを総合した評価（公募型企画競争方式）により第一交渉権者を決定する。

交渉権者の決定については、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする）をもって評価するので、参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した見積書を提出すること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 契約細則第6条に該当しない者であること。
- (3) 令和7年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から見積書開封の時までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者でないこと。
- (6) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある

- (1) 仕様書に示された条件に適合していないもの
- (2) 提出を要する書類に虚偽の内容が記載されているもの

4 説明書、契約条項等を交付する場所

- (1) 交付する場所及び期間

場所：独立行政法人国立病院機構松江医療センター事務部企画課

期間：令和7年 5月 14日（水）～令和7年 6月 12日（木）

- (2) 企画書、見積書及び競争参加資格に必要な書類の提出場所及び提出期限

場所：独立行政法人国立病院機構松江医療センター事務部企画課

期限：令和7年 6月 12日（木）17時00分

- (3) 公募型企画競争説明会の場所及び日時

必要に応じて実施する。

5 企画書のヒアリング

必要に応じて実施する。

6 見積書開封の場所及び日時

場所：独立行政法人国立病院機構松江医療センター中会議室

期限：令和7年 6月 20日（金）10時00分

7 企画書の評価基準

別紙評価基準書のとおり。

8 その他必要な事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 見積書提出者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、企画書及び封印した見積書を受領期限までに提出しなければならない。

(4) 企画書及び見積書の無効

本公告に記載した競争参加資格がない者及び説明書に記載された条件に違反した企画書及び見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 交渉権者の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である見積書を提出した参加者の中から、説明書で定める公募型企画競争方式をもって交渉権者を決定する。その者が複数の場合は、公募型企画競争方式をもって得られた値が最も大きい事業者から交渉順位を付するものとし、第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉し、契約価格を決定する。

但し、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 契約までに要する費用は、全て各事業者の負担とする。

(8) 照会先

独立行政法人国立病院機構松江医療センター事務部企画課 経理係長

電話：0852-21-6131 内線 6312

なお、照会内容は本公告に係る事項のみとし、対応時間は平日の9時00分～17時00分までとする。

(9) 詳細は説明書及び仕様書による。

以 上